

京都市企業誘致セミナー関連業務委託募集要項

1 業務の名称

京都市企業誘致セミナー関連業務委託

2 委託業務の趣旨

本市では、平成25年度から、ものづくり都市としての京都の魅力や産学公連携、大学集積などの立地環境の魅力などを広く発信し、本市への企業誘致に向け、東京にて外資系企業や首都圏企業等を対象にした企業誘致セミナーを開催しており、今年度も東京にて令和元年11月11日（月）に開催する。本業務については、企業誘致セミナーに多くの方に御参加いただくため、本セミナーの効果的な周知方法、集客手法等を求めるものである。

3 参加資格

次の各号に掲げる事項のすべてを満たしていること。

- (1) 当該業務と同種又は類似の業務の業務実績を有すること。
- (2) 本委託業務の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加するものであること。
- (3) 京都市競争入札参加有資格者名簿に記載されていること、又は、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有すること。

なお、競争入札参加有資格者以外の者にあつては、次のア～クに掲げる資格を有し、かつ、6（2）に定める書類を提出すること。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 引き続き2年以上、当該営業を営んでいること。

エ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。

オ 京都市の市民税及び固定資産税の未納がないこと。

カ 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。

キ 法令の規定により、当該営業について免許、許可又は登録等が必要な場合は、当該免許、許可又は登録等を受けていること。

ク 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

- (4) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (5) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するものでないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (9) 自らが提案した業務内容を自らが遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (10) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。

4 公募期間

令和元年6月26日（水）から令和元年7月9日（火）午後5時まで

5 契約条件

- (1) 契約形態
委託契約とする。
- (2) 契約金額の上限
1, 600千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
ただし上記金額に会場使用料約350千円を含む
- (3) 契約期間
契約締結日の翌日から令和元年11月29日（金）まで
- (4) 成果物納品場所
京都市産業観光局新産業振興室 企業立地推進担当
- (5) 委託費の支払条件
支払方法は、業務を問題なく実施したことを本市が確認した上で一括払いとする。
- (6) その他
ア 企画提案の内容に基づく見積額は、物価の上昇等の正当な理由が無い限り契約時に増額することは認めない。また、提案内容等を勘案して決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らないことに留意すること。
イ 受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ本市の承認を得ることとする。

6 応募手続等

プロポーザルに応募するものは、次に示すところにより、「京都市企業誘致セミナー関連業務委託プロポーザル参加表明書」（以下「参加表明書」という。）及び企画提案書等を提出（郵送可）するものとする。

(1) 担当部局（提出先）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上ル上本能寺前町488番地

京都市産業観光局新産業振興室 企業立地推進担当（担当者：三浦，上村）

電話 075-222-3324

メールアドレス sanshin@city.kyoto.lg.jp

(2) 各種必要書類の提出

ア 提出書類及び提出部数

(ア) 参加表明書 1部， 会社案内パンフレット 1部

(イ) 企画提案書（任意様式）6部（正本1部， 副本5部（社名等を伏せたもの））

企画提案書は、「京都市企業誘致セミナー関連業務委託」に係る企画提案を行うものとし、様式は特に定めない。内容に関しては、仕様書を十分理解したうえで、同要項7(2)審査基準を参考に作成するものとする。特に、仕様書3 作業項目に掲げる業務を含むものとし、広報の具体的な内容、集客の具体的な手法、参加人数（100人以上）の確保策等について提案してください。各広報媒体については、購読者数・登録者数等の数、及び発刊又は発信等の頻度を明記してください。A4横書き10枚以内にまとめ、6部ともクリップ等で仮留めして提出すること。

※仕様書3のメディア媒体については、必ずしも広告掲載及びメール配信の手法を含める必要はなく、各自が強みとする手法について提案すること。

(ウ) 当該業務と同種又は類似の業務の受託業務実績（当該業務のプロポーザルの公告の日前3年以内に業務を完了したものに限る。）6部（様式1）

(エ) 見積書（任意様式）6部（正本1部， 副本5部（社名等を伏せたもの））

提案された業務一切に係る積算根拠を明示すること。

(オ) 競争入札参加有資格者以外の者にあつては、別途以下の書類を提出すること

①登記簿謄本（履歴事項全部証明書）②印鑑証明書③納税証明書（国税等，京都市税（該当者のみ））④調査同意書（水道料金・下水道使用料）⑤使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届

※書類の請求先等の詳細は、以下ホームページで確認すること。

【京都市入札情報館】

<http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/sanka/wto30/sinsei-wto30.htm>

イ 提出期限

令和元年7月9日（火）午後5時まで

ウ 提出場所

上記6(1)のとおり

エ 提出方法

事前に電話連絡のうえ、上記6(1)に記載する担当部局・担当者まで、直接持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合、上記提出期限までに各種必要書類が到着すること。

(3) 仕様書等に対する質問期限及び回答

ア 本要項及び仕様書等に対して質問できる者は、上記「3参加資格」を満たしている者とする。

イ 質問期限

令和元年7月2日（火）午後5時まで

※期限後の質問は、一切受け付けない。

ウ 質問方法

質問票（任意様式。ただし、メール件名には「京都市企業誘致セミナー関連業務委託質問書」と明記すること。）を6(1)に記載のアドレス宛に送付し、質問したことを担当部局・担当者に電話で連絡すること。

エ 回答

すべての質問及び回答については、入札・公募型プロポーザル情報内の産業観光局のホームページにおいて掲載する（令和元年7月4日（木）予定）。

(4) 注意事項

ア 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格となる参加表明書及び企画提案書

参加表明書及び企画提案書が次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となる場合がある。

なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。

(ア) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

(イ) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

(エ) 虚偽の内容が記載されているもの。

ウ その他

(ア) すべての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(イ) 提出された企画提案書は、受託者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。

- (ウ) 提出された書類は、受託者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (エ) 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (オ) すべての提出書類は、返却しない。

7 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

提案の審査は提出された企画提案書に基づいて受託候補者選定委員会が行い、選定する。審査は非公開とし、審査の経過等に関する問い合わせには応じない。

なお、必要に応じて企画提案書提出事業者には、企画提案に係る説明を求める場合がある。その場合には、企画提案書提出事業者に別途通知する。

(2) 審査基準

評価項目は、別紙1のとおり、提案内容等を総合的に評価し、選定する。

評価点の平均が60点を超えた提案者から選定する。

提案者が1社のみでも同様とする。

(3) 決定

審査結果を踏まえて、本市が受託候補者を決定する。

(4) 通知

選定結果については、全提案者に対して郵送で通知する。

(5) 公表

参加した事業者及び評価点、その他の契約の相手方を選定した理由がわかる情報を公表するものとする。

(6) 契約

受託候補者に選定された者と委託見積限度額の範囲内で交渉し、協議のうえ、契約する。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

契約内容は、別紙仕様書及び受託候補者の提案書の内容を踏襲するものとするが、物価の変動等により、やむを得ず契約内容の変更を要する場合は、契約時において本市と受託候補者との協議のうえ、内容を決定する。

8 スケジュール

令和元年	6月26日(水)	公募開始
	7月2日(火)	質問提出期限
	7月4日(木)	質問に対する回答
	7月9日(火)	各種必要書類の提出期限(午後5時まで)
	7月10日(水)以降	企画提案の審査、事業者の選定

9 その他

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。
- (2) 本事業に係る会計実地検査等が行われる場合は、協力すること。
- (3) 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとする。